

地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部中央農業試験場公告第2号

次のとおり制限付一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

令和8年(2026年)8月3日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構理事長 小高 咲

1 入札に付する事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 名称 物品(DNAシーケンサーシステム)の売買契約

イ 数量 DNAシーケンサーシステム 1式

(内訳) DNAシーケンサー本体 1台

解析用コンピューター及びソフトウェア 1式

(2) 調達する物品の仕様等

別紙「調達する物品の仕様書」のとおり

(3) 納入期限 令和8年12月4日(金)

(4) 納入場所 夕張郡長沼町東6線北15号

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 農業研究本部中央農業試験場

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和8年度に有効な北海道の競争入札参加資格のうち、物品の購入の資格(教育・研究用機器類)を有すること。

(2) 北海道又は地方独立行政法人北海道立総合研究機構(以下「道総研」という。)が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 道内に本店又は営業所等を有すること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

(6) 当該調達をする物品に関し、点検・調整・故障時等の迅速なメンテナンスの体制が整備されている者であること。また、メンテナンスを実施する業者の営業所等を空知総合振興局管内あるいは石狩振興局管内に有すること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(1)から(6)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年8月3日(月)から令和8年8月18日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く)の毎日午前9時00分から午後5時00分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 〒069-1395

夕張郡長沼町東6線北15号

地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

夕張郡長沼町東6線北15号

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 農業研究本部総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 夕張郡長沼町東6線北15号

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 農業研究本部

中央農業試験場 2階大会議室

(2) 入札日時 令和8年8月28日(金) 午後2時00分

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

6 入札保証金

- (1) 入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則(平成 22 年 4 月 1 日規程第 48 号。以下「取扱規則」という)第 9 条各号の定めるところによる。

7 契約保証金

- (1) 契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- (2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は取扱規則第 37 条各号の定めるところによる。

8 送付による入札の可否 認めない。

9 落札者の決定方法

取扱規則第 19 条に規定する場合を除き、取扱規則第 10 条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道及び道総研が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成の要否 要

12 その他

(1) 無効入札

開札時において、2 に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第 15 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い
道総研が取得する物品の価格は、消費税等相当額を含めた額とすること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部総務部総務課
イ 所在地 〒069-1395 夕張郡長沼町東 6 線北 15 号
ウ 電話番号 0123-89-2001(代表)

- (4) 前金払はしない。
- (5) 概算払はしない。
- (6) 部分払はしない。
- (7) 初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても入札を執行する。
- (8) この入札は、取り止め又は延期することがある。
- (9) この入札の執行は公開する。
- (10) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)第 3 条の 4 の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道総研に提出し、道総研が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道総研が指定する様式により依頼すること。

(11) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承認すること。

なお、物品競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。